

告 発 状

2013年（平成25年）9月3日

福島県警察本部長 殿

告発人ら代理人

弁護士 河合弘之

同 保田行雄

同 海渡雄一

告発人の表示

別紙告発人目録のとおり3名

被告発人（個人）

別紙被告発人目録のとおり

被告発人会社

本店所在地 東京都千代田区内幸町1-1-3

営業の目的 発電ならびに配電事業その他

商 号 東京電力株式会社

代表取締役 広瀬 直己

告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律3条」に該当すると思料するので、被告発人らの厳重な処罰を求めるため告発する。

告発事実

被告発人東京電力株式会社は、福島県双葉町において福島第1原子力発電所（以下、「福島第1原発」という）を設置し、原子力発電の事業を営んでいた者であり、平成23年（2011年）3月11日同原子力発電所の全電源喪失から炉心溶融事故を引きおこし、その後継続して同原発の炉心冷却を継続して放射性物質のさらなる放出を防止する業務を電気事業の一環として遂行し、被告発人らは平成23年（2011年）3月11日以降、今日まで同社の取締役として、事故を起こした福島第1原発の事故対策、事故収束業務、汚染水管理の業務に従事してきた者らであるが、

（1） 人の健康に有害な放射性物質を大量に含んだ汚染水を貯蔵するために設置した応急仮設タンクからの汚染水漏洩を防ぐため、応急仮設タンクを早期に通常の強度と安全性を備えたタンクに切り替え、またタンク周りに設置された堰に設けられた排水弁を開放したままにすることなく、止栓して、仮にタンクからの流入が起きても、海洋への流出を防ぎ、さらにタンクからの漏洩が起きていないかを確実に検知し、速やかに漏洩防止の措置をとるなどの善管注意義務を負っていたにもかかわらず、これらの注意義務をことごとく怠り、平成25年（2013年）7月までに、タンクに損傷を引きおこし、汚染水のタンクからの約300トンの汚染水の漏洩に引き続いて海洋環境への漏洩を引きおこし、また、これを速やかに検知して漏出を早期に食い止めることができず、事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を大量に排出した、

（2） 福島第1原発の原子炉建屋地下には山側から海方向に毎日約1000トンの地下水の流れがあり、これを迂回させて海に排出する確実な経路を確保しなければ、早晚地下水が建屋地下に流入し、炉心溶融により建屋地下に貯留している放射性物質と接触し、放射性物質に汚染された状態

となって海に排出される事態となることを認識しながら、平成23年（2011年）6月17日政府から検討を求められた原子炉施設を囲む遮水壁の設置について、経営破綻を危惧して中長期的対策として問題を先送りにし、その後約2年間にわたり、抜本的対策を講ずることなく放置し、また危機的な状況を政府規制担当者らに説明しなかったため、日付不明の時期から今日に至るまで、毎日300ないし400トンの、東京電力が認めているだけで、平成23年（2011年）5月以降、海洋に流出したセシウム137は20兆ベクレル、ストロンチウムは10兆ベクレルに上る人の健康に有害な放射性物質を大量に含んだ汚染水の海洋への排出を引きおこし、事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出した、

ものである。

告発の事情

内容

告 発 状	- 1 -
第1 はじめに	- 4 -
第2 東京電力の現状と汚染水対策の責任が東京電力に課されていること	- 6 -
1 汚染水の状況	- 6 -
2 東京電力の体制	- 7 -
3 国際評価尺度3の大事故	- 7 -
4 漁業関係者から涙の抗議	- 7 -
5 喪われる国際的な信頼	- 8 -
6 検察当局の甘い捜査も今日の事態を招いた一因	- 9 -
第3 タンクからの高濃度汚染水漏れについて	- 9 -

1	汚染水漏洩と原因調査	- 9 -
2	タンクからの漏洩は少なくとも7月9日前後から始まっていた	- 10 -
3	建設段階からのずさんさ	- 12 -
4	一度しか測量がなされていなかった	- 13 -
5	規制庁による監視強化の指導にも十分な対応できず	- 16 -
6	タンク周りに設けられていた堰の栓がすべて開放されていた	- 17 -
7	タンク基礎の亀裂から地下に浸透した可能性	- 18 -
8	結論	- 18 -
第4	地下水の建屋への浸透による汚染水の海への流出について	- 19 -
1	地下水を介した汚染の拡大	- 19 -
2	平成23年（2011年）6月に政府による遮蔽壁設置検討の指示を東京電力は株価下落懸念を理由に拒否していた	- 20 -
3	東京電力のあきれたのんびり計画	- 21 -
4	政府の新対処方針	- 22 -
5	東京電力による対策が遅れに遅れた理由	- 23 -
6	結論	- 25 -
第5	タンクからの漏洩と地下水による汚染拡大は公害罪法3条違反の犯罪である。	- 26 -
1	環境基本法13条	- 26 -
2	「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条）といえるか。	- 27 -
第6	立証方法（甲号証）	- 28 -

第1 はじめに

福島原発告訴団は、平成24年（2012年）6月、次のような宣言を発して、福島第1原発事故に関して東京電力関係者や国の規制担当者、福島県放射線管理アドバイザーらの刑事責任を問う根拠を説明した。

「福島原発事故から1年を過ぎた今なお、事故は全く収束せず被害は拡大の一途をたどっています。美しい自然と豊かな生命をたたえたふるさと、何ものにも代え難い共同体を失った私たちは、地域社会の分断という重荷を背負い、いつ終わるともしれない苦難の中にいます。

福島原発事故は、すでに日本の歴史上最大の企業犯罪となり、福島をはじめとする人々の生命・健康・財産に重大な被害を及ぼしました。原発に近い浜通りでは、原発事故のため救出活動ができないまま津波で亡くなった人、病院や福祉施設から避難する途中で亡くなった人、農業が壊滅し、悲観してみずから命を絶った農民がいます。

このような事態を招いた責任は、「政・官・財・学・報・労」によって構成された腐敗と無責任の構造の中にあります。とりわけ、原発の危険を訴える市民の声を黙殺し、安全対策を全くしないまま、未曾有の事故が起きてなお「想定外の津波」のせいにして責任を逃れようとする東京電力、形だけのおざなりな「安全」審査で電力会社の無責任体制に加担してきた政府、そして住民の苦悩にまともに向き合わずに健康被害を過小評価し、被害者の自己責任に転嫁しようとしている学者たちの責任は重大です。それにもかかわらず、政府も東京電力も、根拠なく「安全」を吹聴した学者たちも誰一人処罰されるどころか捜査すら始まる気配がありません。日本が本当に法治国家かどうか、多くの人々が疑いを抱いています。

生命や財産、日常生活、そして「健康で文化的な最低限度の生活」さえ奪われた今、すべての人々がそれを奪った者への怒りを込めて、彼らの責任を追及し、その罪を認めさせなければなりません。そのために、最も深刻な被害を受けている福島でまず私たちが立ち上がり、行動しなければなりません。告訴団を結成した理由もここに 있습니다。」

事故から2年半、告訴から1年3か月が経過し、私たちが期待した東京電力及びその役員に対する強制捜査は実現せず、責任の所在は明らか

となっていない。他方で事故は今も収束せず、あらたに汚染水が大量に海洋に漏洩していたことが明らかになった。この汚染水漏洩は、事故収束の責任を負う東京電力・同社役員が必要な注意義務を怠ったことによる公害罪法違反の犯罪であることが明らかである。よって、本件告発に及んだ。

第2 東京電力の現状と汚染水対策の責任が東京電力に課されていること

1 汚染水の状況

汚染水の流出は、今回がはじめてではない。事故の直後の平成23年（2011年）3月の事故直後から原子炉の建屋には地下水が流れ込み、これが汚染水となっていた。4月2日頃に2号機の取水口脇のピットから高濃度汚染水（表面線量1000ミリシーベルト）が海に流れ出ていることが公表された。

また、4月4日には、1～4号機の高濃度汚染水を貯めるスペースを確保するために、低濃度汚染水1万トン海洋に放出した。仮設タンク、メガフロートなどの準備が間に合わなかったと説明された。この間の経緯は、日隅一雄・木野龍逸「検証福島原発事故・記者会見」（2012年 岩波書店）の6章等に詳細にまとめられている（甲1の1，甲1の2）。この時点から、既に建屋地下に流れ込んでいる地下水の問題が深刻な問題となっていた。

平成25年（2013年）8月末現在で、福島原発の敷地内の汚染水総量は約43万トンに達し、これらは建屋内に約9万3千トン、タンク内に約33万4千トンが保管されているとされる。

今回タンクからの汚染水の漏洩と、地下水の建屋内への流入と汚染した地下水の海洋への流れ込みというふたつのルート（場合によっては、トレンチからの流出と土壌からの流出に分かれ、3ルートとも説明され

る)で汚染水が海洋に漏洩したとされる。

2 東京電力の体制

東京電力の現状の社員数は約48000人とされ、彼らに対する給与は今も支払われている。この中には、発電所の運転や送電線の管理など電力供給のために必要不可欠な作業に従事している者もいるが、再開のめどの立たない福島第1、福島第2、柏崎刈羽の原子炉のメンテナンスに当たっている、実質的な余剰人員にも給与は支払われている。他方で、東京電力は、これまで事故収束、事故収束過程における汚染水対策の責任を負って、その作業に従事してきたにもかかわらず、責任感を欠いた業務執行を重ねて、今日の事態を招いた。

3 国際評価尺度3の大事故

海洋汚染の広がりから、福島沿岸域の漁業再開は延期されるに至った。海外の各国からも、太平洋の大規模な環境汚染が続き、とどめようがないという実情について強い懸念と批判の声が高まっている。8月28日には、原子力規制委員会が、本件汚染水漏れに対する国際原子力事象評価尺度(INES)をレベル3(「重大な異常事象」)に引き上げることを決定し、極めて深刻な事態に陥っている(甲2 平成25年(2013年)8月29日読売新聞、産経新聞)。敷地外に放射性物質が漏洩していることからすれば、3も過小評価であり、5が相当である。

4 漁業関係者から涙の抗議

8月28日には、全漁連の会長から、東京電力による汚染水管理は破綻しているという厳しい抗議がなされた。日経新聞は次のように報じている。

「険しい表情で広瀬社長を出迎えた全漁連の岸宏会長は話し合いの

冒頭、『7月の（海洋への）汚染水漏水に続き、今回は貯蔵タンクからも漏れが発覚した。地元漁業関係者の失望感は極めて大きい』と不快感をあらわにし、申し入れ書を手渡した。

広瀬社長は「重ね重ね大変申し訳ない」と頭を下げ、今後の対策を説明。汚染水拡大の一因となっている地下水については、国や海外の専門家からの支援を受けて止水などの解決に当たると強調。一方、汚染水漏れが発覚した貯蔵タンクの管理・運営は現場の人員増強などにより再発防止を図るとした。

ただ岸会長は「もはや（東電の）汚染水管理は破綻した」との認識を示した上で、同日午後に菅義偉官房長官と会い、国が問題の解決策を主導するよう要請する意向も明らかにした。

汚染水問題を受け、9月以降の試験操業を中断する福島県漁業協同組合連合会の野崎哲会長は会談後、記者団に「我々は一からやり直しだ」と憤った。宮城県漁協の菊地伸悦会長も「今回東電が説明した対策は2年前でもできた。納得できない」と声を震わせた。」（甲3 平成25年（2013年）8月29日 日本経済新聞）

5 喪われる国際的な信頼

海外の報道も厳しい見方を伝えている。アメリカの CNN テレビは、「非常に深刻なニュース」で技術的にも政治的にも解決が難しいという専門家の意見を伝えている。ウォール・ストリート・ジャーナルは、「漏れ出た汚染水をコントロールできないということが明確になり、問題が拡大している」と厳しい論調で報じている。中国外務省は ANN の取材に対し、「この状況に驚きを感じる」としたうえで、「日本が即時に、全面的に、正確に関連の情報を伝えるよう希望する」と回答した。8月20日付各紙報道によれば、韓国は、汚染水漏れについて、詳細な関連情報の提供を求めたとされている（甲4）。このように、東京電力によ

る汚染水管理は崩壊し、日本政府に対する信頼は地に墜ちている。

6 検察当局の甘い捜査も今日の事態を招いた一因

このような事態を生み出した背景は、我々の告訴を受けた検察当局が事故の刑事責任の追及をあいまいにし、これまで東京電力に対する強制捜査すらすることがなく、東京電力の汚染水対策を著しく緊張感を欠いたものにしてきた点を指摘しなければならない。

本件告発を受けて、捜査当局は、東京電力による汚染水処理のあり方にメスを入れるとともに、あらためて福島原発事故についても、強制捜査に踏み切り、捜査をやり直すよう求めるものである。

第3 タンクからの高濃度汚染水漏れについて

1 汚染水漏洩と原因調査

去る8月20日、約300トンの高濃度汚染水が保管タンク（H4）から外洋まで流出する新たな事故が発生していたことが明らかになった。

福島第一原発の4号機の山側にあるタンクから、高濃度の放射性物質を含む汚染水300トン余りが漏れ、一部が海につながる側溝を通じて海に流出した。

漏洩したタンクの周辺では、毎時100ミリシーベルトという極めて高い放射線が検知されており、高濃度の汚染水の漏洩を裏付けている（甲5 平成25年（2013年）8月20日付各紙報道）。

この問題は汚染水対策を検討する原子力規制委員会の作業部会で取り上げられた。この中で東京電力は水漏れにつながるものとして、タンクの鋼鉄製の板のつなぎ目の緩みや使われている部品の劣化、それに側面や底の腐食などさまざまな可能性が考えられている。しかし、タンク内の放射線量が今も高く、原因の特定に至っていない。

原子力規制庁は、タンクの継ぎ目の緩みなど、同じタイプのタンクで共通して起きるような原因だった場合、高濃度の汚染水をためているおよそ300基のタンクすべてで早急に対策が必要になるとして、特定を急ぐよう指示している。

8月23日には、原子力規制委員会による現地調査が実施された。調査によって「東電のずさんな管理体制も浮かび上がった。原因が突き止められないままだと、有効な対策を打てない状況が長引く。『点検の記録が残っていない。点検がずさんだったと言わざるを得ない』。23日、汚染水漏れの現場を視察した規制委の更田（ふけた）豊志委員は東電の対応を厳しく批判した。更田氏と専門家ら計14人は汚染水漏れが発覚したタンクや、事故直後に高濃度の汚染水がたまった海側のトレンチ（坑道）などの様子を確認した。更田氏は人手が足りないとする東電に対し『できないことは声を上げてほしい』と呼びかけた。」（甲6 平成25年（2013年）8月23日 日本経済新聞）

大量の余剰人員に不要不急の仕事をさせながら、人手が足りないとする東電の無責任さを捜査当局は許すことなく、捜査のメスを入れてほしい。

2 タンクからの漏洩は少なくとも7月9日前後から始まっていた

「東電は27日開かれた原子力規制委員会の作業部会で、漏えいが7月上旬に始まったとの見方を示した。タンク付近にいた作業員の被ばく線量が7月9日前後から上昇していたため、これまでは漏水速度などから、漏れが見つかった8月19日の約1カ月前から始まっていたとした。」（甲7 平成25年（2013年）8月28日毎日新聞）

東京電力がこのことを政府に報告したのは、7月19日のことであった。そしてマスメディアへの公表は参議院選挙後の7月22日となった。この経過について、産経新聞は次のように経過を詳報している。

「福島第1原発から放射性物質を含む汚染水が海に流出した問題で、東京電力は26日、公表の機会が4回あったにもかかわらず、風評被害などへの不安から公表の判断を保留し続けたとする報告書を公表した。公表遅れの責任を取り、広瀬直己社長を減給10分の1（1カ月）とするなど幹部計5人を処分した。

広瀬社長は会見で、「リスクを積極的に伝えるよりも漁業への風評被害の不安が社内全体にあった。（汚染水流出の）十分なデータが出て、はっきりするまでは待った方がよいと判断した。大変申し訳ない」と謝罪した。

東電によると、本店には18日に汚染水流出を裏付ける潮位などのデータがそろい、広瀬社長は19日に報告を受けた。公表が22日になった理由について、広瀬社長は「（19日は）金曜の夕方で説明資料の準備が間に合わず週明けの22日となった。もう少し早くできたと思う」と、判断に誤りがあったことを認めた。

広瀬社長は流出が疑われ始めた6月以降の約1カ月間で汚染水の海洋流出を公表する機会は、このほかに3回あったと指摘した。

まず6月19日に、2号機タービン建屋東側の観測用井戸で高濃度の放射性トリチウムなどを検出。同月29日には、海から4メートル地点の井戸でも高濃度トリチウムなどを検出した。

これらのデータについて広瀬社長は「（判断を）徹底できず、もう少し待とうということになった」と釈明。今月（7月のことー引用者注）9日に広報部門や原子力部門などの会議が行われた際には一部から「早期公表」の意見も出たが、データ不足を理由に見送りの判断が大勢を占めたという。

報告書は、東電の改革の進み具合について監視する第三者委員会「原子力改革監視委員会」に提出。デール・クライン委員長（米原子力規制委員会元委員長）は「広報対応のまずさが、（収束作業を行う）現場の

努力をないがしろにしている」と厳しく批判した。

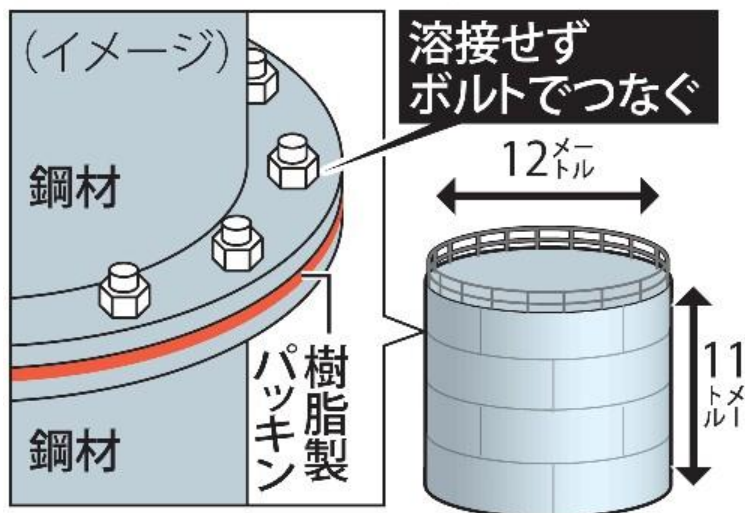
汚染水の海洋流出（こちらは、地下水を通じた漏洩のことを指していると考えられる－引用者注）をめぐっては原子力規制委員会も6月末に指摘していたが、東電は否定的な態度を取り続けていた。」（甲8 平成25年（2013年）7月26日産経新聞）

3 建設段階からのずさんさ

毎日新聞は、漏洩の発生したタンクの設置に当たった会社の会長の証言を報じている。

「廃炉作業に参加している東電協力会社（福島県いわき市）の会長（72）は毎日新聞の取材に「タンクは工期が短く、金もなるべくかけずに作った。長期間耐えられる構造ではない」と証言した。」

円筒型タンクの接合部分



「会長は「野ざらしで太陽光線が当たり、中の汚染水の温度は気温より高いはず。構造を考えれば水漏れは驚くことではなく、現場の感覚では織り込み済みの事態だ。現場の東電の技術スタッフも心配はしていた」と明かす。」とも報じている（甲9 平成25年（2013年）8

月 25 日 毎日新聞)。

このタンクは応急的に作られたもので、当座はこのような設備で対応するしかなかったとしても、汚染水漏れを防ぐためには早期に他の堅牢なタンクを設置して、これに汚染水を移送することが東京電力の関係者の注意義務として求められていたが、東京電力と被告発人らは、このような措置を講じていなかった。

事故原因は特定されていないが、応急に作られたタンクの底部に亀裂が発生したためとも伝えられており、同様の欠陥を有するタンクは数多く、同様の漏洩を繰り返す危険性は日増しに強まっている。そして、早くも、9月1日には他に4基のタンクからの漏洩が明らかにされた。9月2日には配管からの漏洩も発見されている。

4 一度しか測量がなされていなかった

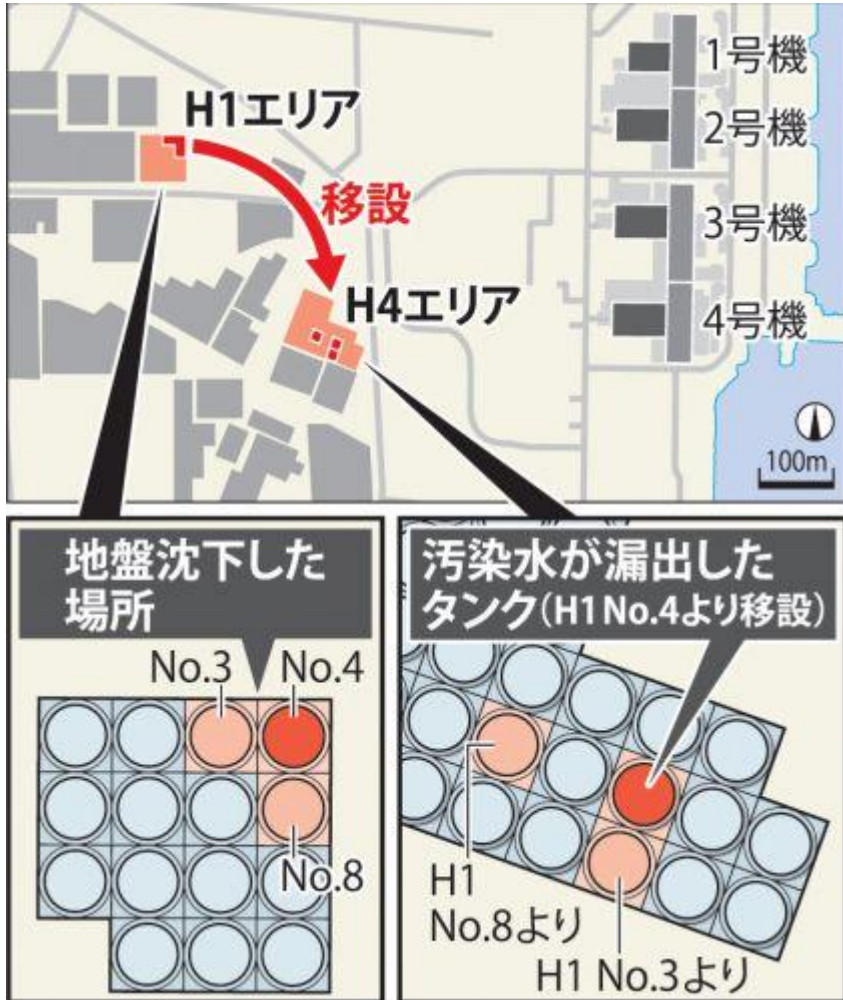
また、タンクの設置後もきちんとした管理がなされていなかったことが明らかになった。

「東京電力福島第1原発の地上タンクから高濃度汚染水300トンが漏れた問題で、東電はすべてのタンクで設置場所の傾きなどを把握する測量を完成時に1度しか行っていなかった。」「漏れは完成後の地盤沈下でタンクの鋼材がゆがんだためとも指摘されるが、地盤沈下後も再測量をしていなかった。ずさんな汚染水管理が改めて明らかになった。」

(甲10 平成25年(2013年)8月28日 毎日新聞)と報じられている。

9月1日付の報道では、漏洩が発生しているタンクが他に4基発見されたとされる。これらの汚染水が、基礎の亀裂から地下に流れ込み、地下水を汚染しているとすれば、地下水汚染対策として、遮水壁を原発4基を囲うように設置するだけではならず、タンク群を囲むような巨大な遮水壁を築かなければ、汚染拡大を食い止められないこととなる可能性

もある。





(東京電力撮影 2011年7月 タンクの基礎にひび割れが発生している。このため、タンクは移設された。)



(東京電力撮影 2011年7月 地盤沈下している)



(2013年7月 東京電力撮影 漏洩が起きたタンク内 ボルトが確認できる。)

5 規制庁による監視強化の指導にも十分な対応できず

また、東京電力が規制庁の監督にも服していなかったことが明るみになっている。すなわち、平成25年(2013年)8月29日付毎日新聞夕刊記事は、次のように報じている。

「東京電力福島第1原発の地上タンクから高濃度汚染水が漏れた問題で、原子力規制庁が東電に対し、タンクの監視体制を強化するよう約1年前から再三指導していたにもかかわらず、東電が十分な対応を取っていなかったことが分かった。東電が適切に改善していれば漏えいの拡大を防げた可能性があり、ずさんな対応が浮かび上がった。」「規制庁によると、東電は、汚染水をためるタンク約930基に異常がないか見回るため、要員9人のうち2人で1日2回のパトロールを実施。1人が2

～3時間で450基以上をチェックしているが、汚染水が漏えいしてもすぐに発見できないことが懸念されている。」「現地に常駐する規制庁の保安検査官は、2012年7月から今年6月に東電に対し、パトロール体制の強化▽監視カメラの増設▽全タンクに水位計の設置--などを10回前後、文書や口頭で指示や指導をした。」「これに対し、東電は「改善策を実施した」と規制庁に回答したが、パトロールの回数を当初の1日1回から2回に増やしただけで、人数は増やさず、規制庁の検査でタンクから漏れた汚染水の流出を防ぐせきにひびが見つかったケースもあった。また、カメラを増設したが死角が残っていた。」「汚染水の漏えいは7月上旬ごろに始まったとみられるが、気付くのが遅れ、約300トンまで漏えいが拡大。原子力規制委員会は今年、規制庁と同様の指示を出し、東電はパトロールの要員を50人増やし、回数を1日4回にして、タンクに水位計を設置するなどの改善案を示した。東電は「規制庁の指導内容を確認できていないのでコメントできない」と話している。【鳥井真平、奥山智己】」（甲11）

このようなずさんな構造のタンクについては、先に述べたように、速やかに堅牢な構造のものに更新していく義務があったと考えるが、仮に使用を続けるとしても、監視を強化し、漏洩が発生した場合には、速やかに対処して漏洩を最小にとどめる注意義務が東京電力関係者には課せられていた。

6 タンク周りに設けられていた堰の栓がすべて開放されていた

東京電力が設置したタンク群にはタンクからの汚染水が漏れた際に、これが海洋に放出されることを防ぐために堰が設けられていた。

この堰には、排水弁が設置されていたが、この排水弁がすべて開放されていた（甲12 平成25年（2013年）8月22日付東京新聞）。開放されていた理由として、雨で水がたまると液漏れが生じているかど

うかがい見分けられないという理由が説明されているが、堰が設けられている趣旨を、全く理解しない異常な取扱であった。

排水弁が閉じられていれば、少なくとも排水ルートからの汚染水の海洋への放出は避けられた可能性が高く、排水弁を開放したままにしていた、東京電力とその役員の注意義務違反は明らかである。

7 タンク基礎の亀裂から地下に浸透した可能性

なお、タンクからの漏洩がタンク基礎の亀裂から地下に浸透し、地下水に接触した可能性も否定はできない。このような汚染ルートの有無も確認する必要がある。

原子力規制委員会の有識者会合は8月21日、汚染水の一部が地下水と混じる恐れがあると指摘した（甲13 平成25年（2013年）8月22日 日本経済新聞）。

もし、この点の危惧が確認された場合、原子炉建屋の周りだけを遮水しても、汚染水の海洋への放出は食い止められないこととなる。早急な確認が求められる。

8 結論

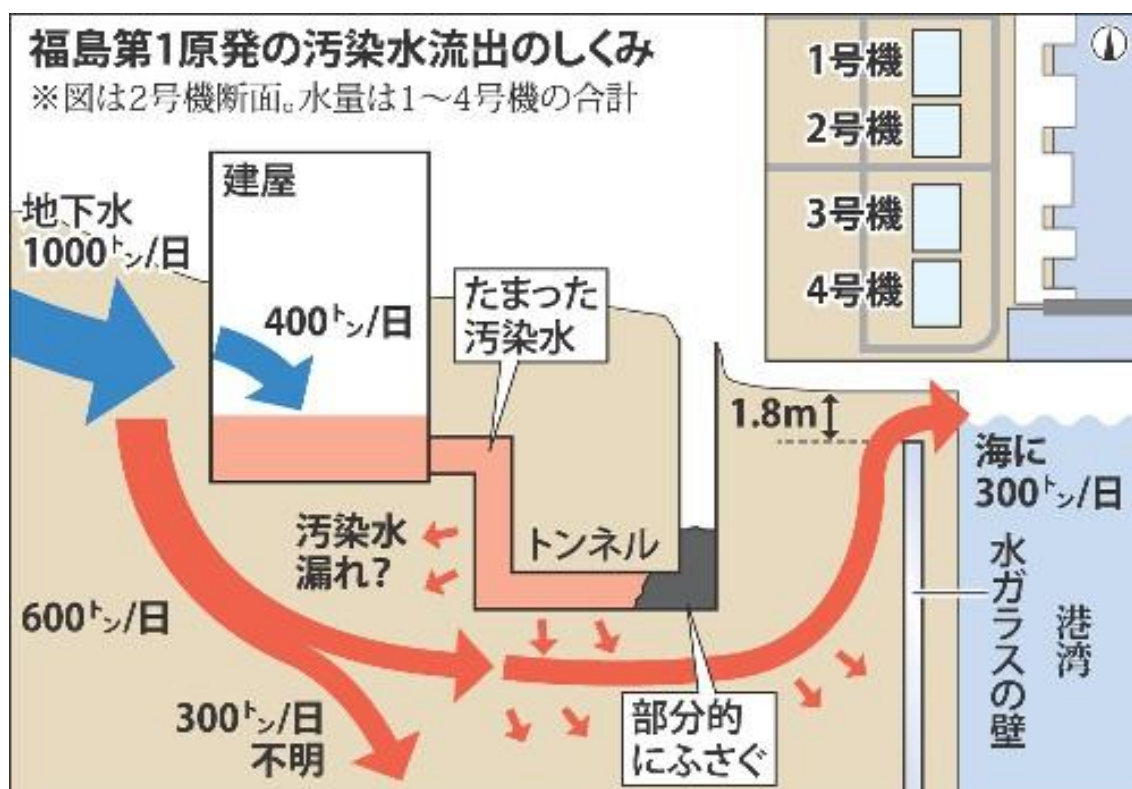
以上のおりであり、タンクからの汚染水漏れは、東京電力の役員と業務担当者ら被告発人らが、上記において説明した、汚染水管理のために必要な注意義務を怠ったために汚染物質をタンクから流出させ、引き続き海洋などの環境中に漏洩させたものであり、東京電力株式会社と東京電力の取締役であった被告発人らは公害罪法3条違反の罪に該当することは明らかである。

第4 地下水の建屋への浸透による汚染水の海への流出について

1 地下水を介した汚染の拡大

事故後今日まで地下水を通じて汚染水が海洋に流出し続けていたことも明らかになった。東京電力は平成23年（2011年）5月以降、海洋に流出したセシウム137は20兆ベクレル、ストロンチウムは10兆ベクレルに上ると公表した。ストロンチウムは骨に蓄積し、白血病などのガンの原因となるとされる。

このような汚染水の発生の原因は一つではないが、冷却のための循環システムから出される汚染水とは別に、地下水が建屋内に流れ込み、放射性物質と接触し、日々約400トンの新たな汚染水が発生し続けていることが汚染水の増加の主たる要因である。したがって、管理困難な大量の汚染水が発生している主要な要因は、地下遮水壁の構築がなされず、地下水が施設内に流入しているところにある。



(2013年8月9日毎日新聞)



（『FNN 速報（9月1日）』福島第一原発。砂浜から流出する高濃度汚染水を上空から確認。）

2 平成23年（2011年）6月に政府による遮蔽壁設置検討の指示を東京電力は株価下落懸念を理由に拒否していた

このような地下水の流れは、事故以前から判明しており、福島原発事故後に、政府は、いったんは、地下遮蔽壁の構築を検討することを東京電力に指示し検討させ、東京電力は平成23年（2011年）6月13日、計画案を政府に提出した。この中で、東京電力は「これ以上海を汚染させないために、地下水の遮水について万全の対策を講じる。」「1～4号機原子炉建屋およびタービン建屋の周りに遮水壁を構築する。「遮水壁は、基本的にスラリー連壁とし、難透水層の深さまで到達させる。」と具体的な図面や計画案まで示されていた（甲16の1）。

ところが、東京電力は「対策費用は現状不確定であるものの、今後の設計次第では1000億円レベルとなる可能性もある。」「仮に1000億円レベルの更なる債務計上を余儀なくされることになれば、市場から債務超過に一步近づいた、あるいはその方向に進んでいる、との厳し

い評価を受ける可能性が大きい。これは是非回避したい」として、中長期的対策として検討する方針を平成23年（2011年）6月17日に公表し、対策を先送りし、今日まで必要な対策を怠った（甲16の2，3，4，5）。この文書を作成させ、遮水壁の設計施工を阻んだ者こそが、この汚染水漏れの最大の責任者である。8月30日に行われた東電本店会見において、TBSの金平氏は、これは当時副社長であった武藤栄ではないかと追求した。東京電力は、これを否定しなかった。捜査当局は、まず、この文書の作成経緯を解明し、本件の真相に迫って欲しい。

これに対し、日本弁護士連合会は、同月23日、政府及び東京電力に対し、工事費用負担の問題にとらわれることなく、手遅れとならないうちに地下水と海洋汚染のこれ以上の拡大を防止するため、地下バウンダリ（原子炉建屋及びタービン建屋の周りに壁を構築遮水するもの）の設置を含めた抜本的対策を速やかに計画・施行することを求める会長声明を発表している（甲14）。このような対策がとられていれば、今日の事態は避けられていたことを考えると、残念でならない。

3 東京電力のあきれたのんびり計画

この時点で、このような遮蔽壁設置の措置が講じられていれば、今日の事態は避けられたのであり、それから約2年の間、政府と東京電力が海洋汚染防止のための抜本的な措置を何ら講じなかったことには重大な責任がある。

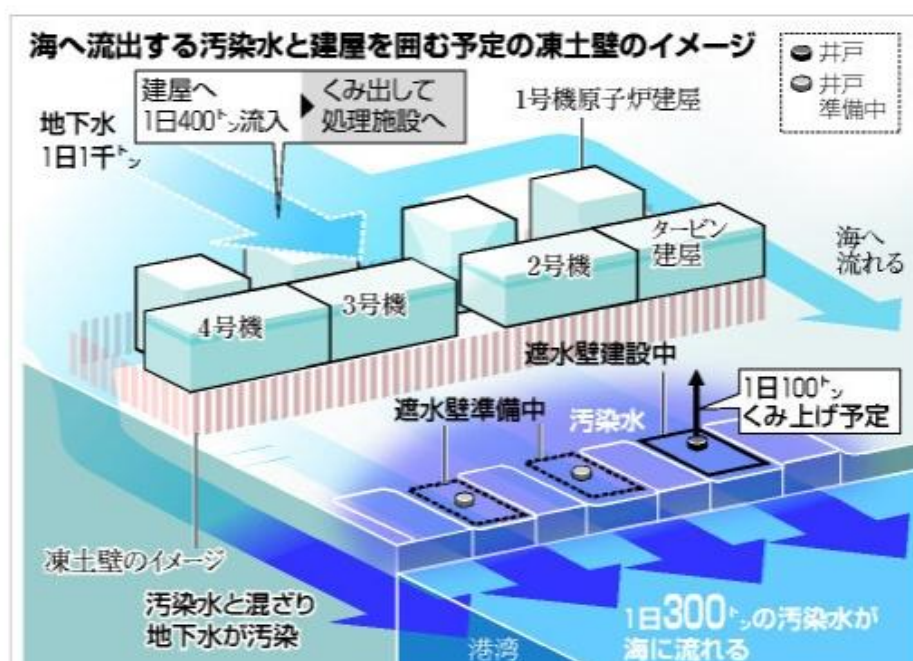
東京電力は、「原子力安全改革プラン進捗報告2013年度 第1四半期」においても、地下水が汚染水となることを防止するための対策が「予定通りに実施できない、あるいは機能しない場合に備えて、凍土方式による、陸側遮水壁について、概念設計等を進め、本年12月までに技術的課題の解決状況を確認する。」などとしている。

4 政府の新対処方針

政府は、ようやく重い腰を上げて、近日中に新たな対策案を公表するとされている。その内容の詳細は不明であるが、原発建屋の周りに遮水壁を構築するという中味と推定される。

政府は8月から、東京電力任せの方針を転換し、経済産業省が2014年度予算の概算要求に、初めて、汚染水対策費用を盛り込んだ。その対策は、原子炉建屋への地下水流入を防ぐための凍土壁を構築するという、世界でも前例がないシステムである。経済産業省原子力事故収束対応室のまとめた平成25年（2013年）8月9日付「凍土遮水壁のコストに関する検討状況」によると、遮水壁工事は造成費に数百億円、維持費に年間数十億円を要するとしつつ、この金額は変動する可能性があるとしている。

また、この工事のため、「資源エネルギー庁、プラントメーカー、専門家等からなる実務的タスクフォースを汚染水処理対策委員会のもとに設置し、検討を進めている」としている。「フィージビリティ・スタディでは、たとえば、遮水壁の範囲、遮水壁の深度、既設埋設物干渉箇所等での凍土の成立性等の検討事項について、調査・評価・検討を実施することとなる」としていた。



(2013年8月7日朝日新聞)

その後、事態の緊急性に鑑み、予備費を使いこの工事の実施を前倒しするとされている。

5 東京電力による対策が遅れに遅れた理由

平成23年(2011年)6月に対策が先送りされた経緯は、先に述べたとおりである。

7月になって公表された政府の汚染水処理対策委員会の議論を見ると、既に本年4月26日の段階で、地下水の流入を遮水するためのプランを複数のゼネコンから提案させている。ここでは、粘土系遮水壁(大成建設)、凍土遮水壁(鹿島)、複数案の比較(清水建設)が提案されている。しかし、技術的蓄積のない東京電力がこのような提案の適否を適切に判断して、迅速に業務遂行ができるとは考えられないし、結果として汚染水の海洋への漏洩を防ぐことはできなかった。

汚染水の漏洩が続いていたにもかかわらず、適切な対策が講じられな

かった最大の原因は、東京電力には、事故収束と汚染水対策をすすめる意思も能力も欠けていたにもかかわらず、「できない」「お手上げである」ことを明確に意思表示せず、ことあるごとに「きちんとやっています」という、誤ったメッセージを規制庁などに示し続けたことにある。

事故直後から必要性が指摘されていた遮水壁について、いまだに技術的可能性をこれから半年以上かけて調査研究するというスケジュールは、高濃度の汚染水が環境中に放出されているという緊急事態への対応として全く不十分であった。

今回、政府が対策に乗り出すこととなったが、この約2年間半にわたって引き続いた東京電力の無策が広域の海洋汚染をもたらしたことについて、東京電力関係者の刑事責任を免責することはできない。事故による経営悪化の中で、人員と予算が不足していたことは、東京電力関係者を免責する理由にはならない。東京電力には余剰人員を含む約4万8千人が働いている。東京電力にとって火急の課題を先送りすることは、そもそも許されなかったことである。

今回政府がとろうとしている対策は平成23年（2011年）6月の時点でできたことである。東京電力幹部の刑事責任は明確である。

冒頭でも述べたように、検察庁の原発事故に対する捜査の怠慢・放置も汚染水漏れを防ぐことができなかった原因である。よって、本件告訴は検察庁ではなく、福島県民の心を最も良く理解する福島県警の手に委ねることとしたい。

新潟県知事の泉田裕彦知事は28日、東京都の日本外国特派員協会と日本記者クラブで記者会見した。東京電力が柏崎刈羽原発で進めている安全対策について、泉田知事は「目先のお金を優先して安全対策を怠るならば、（東電を）一度破綻処理するのも選択肢の一つ」と述べ、東電の姿勢を厳しく批判した。

県は中越沖地震の際、地盤沈下により柏崎刈羽原発で変圧器火災が発

生した事例などを基に、フィルター付きベント設備を原子炉建屋と一体化するよう東電に求めているが、現段階で東電は設計変更に応じていない。

泉田知事は一体化していないと地震に襲われた場合は「配管が外れて放射性物質が（フィルターを通さず）直接出る」とあらためて懸念を表明した。

「破綻処理」に言及した理由については、「安全対策を怠り自らの首を絞めるならば、一度破綻処理をすることが、安全を考える会社に変えるための手法の一つになり得ると考え始めた」と説明した。

一方、知事は福島第1原発の汚染水処理での東電のずさんな対応も問題視。「東電は約束を守るなどできていない。汚染水への対応で本当に原発を運転する資格がある会社なのか。東電の信頼性を判断する要素だ」と指摘し、汚染水問題は今後の柏崎刈羽原発の対応に影響する可能性があるとの認識を示した。」（甲15 平成25年（2013年）8月28日付新潟日報）

まさに、告発人らも、同じように考える。汚染水対策を全うできなかった東京電力は破綻処理するしかない。そして経営責任をとって破綻させるだけでなく、この間の経営責任を有する者らは厳しく刑事責任を問われるべきである。そのような措置が講じられてこなかったことが、今日の無責任体制をもたらした元凶である。

6 結論

以上のとおりであり、地下水の建屋地下への流入と汚染した地下水の海洋中への放出は、東京電力の担当者ら被告発人らが、上記において説明した、地下水の管理のために必要な注意義務を怠ったために地下水の原子炉建屋内への流入、汚染した地下水の海洋など環境中に排出させたものであり、東京電力株式会社と東京電力の取締役であった被告発人ら

は公害罪法 3 条違反の罪に該当する。

第 5 タンクからの漏洩と地下水による汚染拡大は公害罪法 3 条違反の犯罪である。

1 環境基本法 13 条

(1) 放射性物質の汚染

「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（以下、「公害罪法」という）」において、放射性物質による汚染が含まれるかどうかの問題となる。

たしかに、かつて環境基本法は、放射性物質による汚染の防止の措置を原子力基本法体系に委ねており（環境基本法 13 条）、水濁防止法、大気汚染防止法、土壌対策基本法の適用を除外していた（平成 24 年に 13 条は削除）。

しかし、公害防止を目的とする公害罪法において、放射性物質による汚染を排除することは明記されていなかった。

いずれにせよ、福島原発事故後の法改正により、放射性物質による汚染が環境基本法の対象であることは明記されるに至った。

(2) 法の解釈

本件漏洩は公害基本法が改正されたあとも引き続いて発生していたのであるから、法改正後の漏洩に公害罪法が適用されることには疑いがない。さらに、法改正以前の漏洩についても、放射性物質による汚染も公害罪法の対象に含まれると解釈すべきである。そもそも、同条文は汚染の防止措置を原子力基本法に委ねただけであって、汚染の処罰までを委ねたわけではない。しかも原子等規制法等原子力基本法体系には原子炉等の運転上の過失によって公共の危険を惹起したことを罰する規定がない。

したがって、環境基本法改正前の公害罪法は放射能による汚染には適

用されないとする解釈すると、他の有毒物による汚染は処罰される一方、放射性物質による環境汚染のみが刑事的に不処罰ということになる。これは極めて不均衡なことと言わなければならない。

(3) 結論

以上より、本件には公害罪法の規定は適用される。

2 「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条）といえるか。

(1) 放射能の大量放出

本件において、汚染水の漏洩は、被告訴人らの善管注意義務違反の過失により起こったものである。

このような行為による放射能の大量放出が、「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条1項）したといえるかどうかの問題となる。

(2) 判例について

「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し」とは、同法制定の趣旨・目的、その経過、右規定の文理等に徴すると、工場又は事業場における事業活動の一環として行われる廃棄物その他の物質の排出の過程で、人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に何人にも管理されない状態において出すことをいうものと解するのが相当であるという判例がある（最判昭和62年9月22日刑集41巻9号22頁）。

しかし、このように、判例が「事業活動に伴って排出」を狭く解し、同条がいわゆる事故型公害に適用されることがほぼ困難となったことには強い批判がある。

上述の判例においても、「事業活動に伴って排出」には、上述のほか、これと不可欠かつ密接に結びついている準備的、付随的な事業活動も含まれると解すべきとの長嶋裁判官の反対意見がある。

(3) 事業活動に伴う排出

仮に、前記判例のように解したとしても、本件排出が事業活動に伴う排出に当たることは明らかである。

たしかに、事故時の爆発による放射性物質の排出については、判例のような事業活動中の一環として行われたと言えるかどうかには争いがある。

しかし、溶融した炉心の循環冷却システムが活動を始めてからは、定常的な放射性物質の漏洩防止のためのシステムが、運営され、これを確実に維持し、弱い箇所については補強や取り替えを実施しながら、漏洩を起こさないように管理していくことが、東京電力の事業活動そのものとなったのである。

また、今回の漏洩は、事故対策が一応収束し、平成23年（2011年）末には民主党野田政権が、事故収束を宣言した後にも続いていたのである。今回の漏洩を事故時の漏洩と同視することは許されない。

(4) 結論

以上により、本件告発に係る汚染水の漏洩は、「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条1項）したものといえる。

第6 結論

汚染水が大量に海洋に漏洩していたにもかかわらず、このことが国民には国政選挙終了まで知らされていなかった。事故の早期の収束を願ってきた福島県民・日本国民の願いは踏みにじられ、復興に立ち上がろうとする被害者の心を折るものと厳しく批判されている。

汚染水に含まれる放射性物質は膨大であり、太平洋全体の汚染が懸念されている。この汚染水の漏洩は、事故収束と汚染水管理の責任を負っている東京電力・同社役員が必要な初歩的な注意義務を怠り、無策のまま、対策を先送りしたことによるものであり、公害罪法違反の犯罪であ

る。捜査当局は、一刻の猶予もなく、現場検証と関係書類の押収捜索、遮水壁の建造を先送りにした責任者らの逮捕などの強制捜査に踏み切り、事案の真相を明らかにするべきである。東京電力が、事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出したことは明らかであり、責任者と法人の刑事責任を明らかにするため本件告発に及んだ。

第7 立証方法（甲号証）

- 1の1 日隅一雄・木野龍逸「検証福島原発事故・記者会見」（2012年 岩波書店）の6章
- 1の2 同「検証福島原発事故・記者会見2」（2013年 岩波書店）の1章
- 2 平成25年（2013年）8月29日 読売新聞，産経新聞
- 3 平成25年（2013年）8月29日 日本経済新聞
- 4 平成25年（2013年）8月20日 日本経済新聞，産経新聞，東京新聞
- 5 平成25年（2013年）8月20日 朝日新聞，毎日新聞，東京新聞
- 6 平成25年（2013年）8月23日 日本経済新聞
- 7 平成25年（2013年）8月28日 毎日新聞
- 8 平成25年（2013年）7月26日 産経新聞
- 9 平成25年（2013年）8月25日 毎日新聞
- 10 平成25年（2013年）8月28日 毎日新聞
- 11 平成25年（2013年）8月29日 毎日新聞
- 12 平成25年（2013年）8月22日 東京新聞
- 13 平成25年（2013年）8月22日 日本経済新聞
- 14 日本弁護士連合会 会長声明
- 15 平成25年（2013年）8月28日 新潟日報

16の1 平成23年6月13日東京電力作成の「地下バウンダリの基本仕様について」

16の2 同日付作成と推定される東京電力作成の「地下バウンダリ」プレスについて

16の3, 4, 5 16の1, 2の毎日新聞の関連報道について

添付書類

疎明資料写 各1通

委任状 合計3通